

令和2年5月28日

保護者の皆様

生蘭高等専修学校長 對馬 伸二

学校における教育活動の再開について（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動等に格別のご支援を賜り、またこの度の新型コロナウイルス感染防止に対する長期にわたる臨時休業にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校の教育活動の再開について、文部科学省から出されている「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」(令和2年5月1日付け)にあるように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じます。

この感染症については持続的な対策が必要であり、社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないのです。その上で、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るためには、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、段階的に実施可能な教育活動を開始していかなくてはなりません。そして、その評価をしながら取り組みを進めて行くという考えが基本となります。

本校においても非常事態宣言の全面解除を受けて、国や県教育委員会の方針に基づき、学校教育の再開に向けてその準備を進めています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底する中で、次のとおり教育活動を再開しますのでご理解、ご協力をよろしく願います。

なお、今後の感染状況等により変更することがありますのでご了承ください。

1 再開に向けての基本的な考え

上記の「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」の基本的な考えに沿って学校の教育活動を再開します。また、生徒の生命・身体の安全を第一義に考え、生徒の学びを保障し、適切な学習指導を行います。

2 学校再開の日時等について

令和2年6月1日（月）から再開します。

ア 全員登校を基本とします。

→・6月 1日（月）～ 2日（火）は学年別時差登校（昼食なし）

→・6月 3日（水）～ 5日（金）は時差登校：午前授業（短縮日課・昼食なし）

→・6月 8日（月）～ 19日（金）は時差登校：6校時授業（短縮日課・昼食あり）

→・6月 22日（月）～ は平常授業（6校時・昼食あり）となります。

※ 詳細は5月19日に送付した文書の「今後の予定について（お知らせ）」をご確認ください。（ホームページにも掲載しています）

【2枚目に続く】

イ 6月1日(月)から19日(金)までの間は、学校生活に順応する期間として学年別時差登校、午前授業(短縮日課・昼食なし)、全体時差登校、6校時授業(短縮日課・昼食あり)等、段階を追って柔軟に対応することとします。

3 学校再開後における感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策

ア 感染源を絶つこと

- 家庭での毎日の検温及び健康観察(風邪症状等)をお願いします。
→ 発熱(37.5度以上)がある場合、風邪症状がある場合は必ず自宅で休養させてください。
- 登校前に確認できなかった生徒は学校で検温及び風邪症状等の確認をします。
→ 発熱等が確認された場合は早退をすることとなりますので連絡がとれる体制を整えてください。

イ 感染経路を絶つこと

- 手洗いや咳エチケットの徹底
→ 登校時、昼食の前後、移動先から教室に入る時、トイレの後といった機会に行うよう指導を徹底します。
- マスクの着用
- 多くの生徒が手を触れる箇所の消毒
- ※ 必ずマスクを着用し、ハンカチ(タオル等)、ティッシュを持参させてください。
不備な場合は下校させることもあります。

ウ 抵抗力を高める

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事に心がけてください。

(2) 基本的な集団感染のリスク対応

ア 3密(密閉・密集・密接)を避けるように徹底します。

- 集会等については当面行いません。

イ 換気の徹底

- 気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行います。

ウ マスクの着用

- 学校内では特別な事情がない限り、マスクを着用します。また、登下校においてもバス・電車等の交通機関を利用する場合はマスクを着用します。

(3) 授業の方法等について

- ア 当分の間は黒板を向いての授業スタイルとします。生徒間の席は可能な限り距離を確保し、対面とならない形で授業を行います。
- イ 当分の間はペア学習、グループ学習を自粛します。
- ウ 当分の間、マスクを着用して授業を実施します。(教職員・生徒)
- エ 各教科等に関する指導について
当分の間、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動はおこないません。

- (例)
- ・家庭科における調理などの実習
 - ・保健体育科による生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面の多い運動
 - ・生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・体育大会や学習発表会など生徒が密集して長時間活動する学校行事
 - ・校外学習や宿泊を伴う学校行事

(4) 学校行事の見直しについて

- ア 体育大会、修学旅行、校外学習等の感染リスクが疑われる行事の延期や中止を含めた見直しを行います。
- イ 生徒会行事、父母の会行事の延期や中止を含めた見直しを行います。

(5) 部活動について

- ア 部活動の再開は、6月29日(月)とします。
- 当分の間、平日の校内に限定した活動とします。(土日祝日は行わない)
- イ 当分の間、対外試合等は実施しません。
- ウ 接触を伴う競技については感染拡大防止に十分注意して慎重に実施します。
- バスケットボール、フットサル
- エ 合唱部においては、狭い空間や密閉状態での合唱指導や身体の接触を伴う活動はしません。
- オ 生徒の参加の強制はしません。

4 学習保障について

臨時休業中に欠けた授業時数を長期休業の短縮等を視野に入れ確保します。

(1) 授業時数の確保について

- ア 夏季休業日 8月8日(土)～8月16日(日)とします。
- 1学期 終業式：8月7日(金) 2学期 始業式：8月17日(月)
- 1学期 期末試験：7月20日(月)～28日(火) [5日間]
- 1学期 三者面談：8月4日(火)～6日(木)
- ※ 熱中症が危惧される時期であることから、こまめな水分補給や室温管理の適正化など熱中症予防に配慮します。
- イ 冬季休業日 12月25日(金)～1月5日(火)とします。
- 2学期 終業式：12月24日(木) 3学期 始業式：1月6日(水)
- 3年卒業試験：2月10日(水)～17日(水) [5日間]
- 卒業式：3月8日(月)
- 学年末試験：3月5日(金)～12日(金) [5日間]
- 3学期 三者面談(1・2年)：3月23日(火)～25日(月)
- 修了式：3月26日(金)
- ウ 学年末・学年始休業日 3月27日(土)～4月7日(水)とします。
- エ 学校行事の見直し等によって生じた時間の活用

(2) 学習保障等における配慮事項

- ア 実施可能な方法や内容での補充を行いながら学習指導を進めていきます。
 - (例) 授業動画やオンライン授業の活用、補習授業の実施等
- イ 限られた授業時数の中で、それぞれの教科の教科内容の重点を明確にして学習内容を精選して指導します。
- ウ 教科指導のみに偏らないように配慮します。
 - 臨時休業の長期化で、基本的な生活習慣の崩れている生徒、心身の不調を訴える生徒、体力の低下している生徒もいると考えられるので、生徒の個々に応じた適切な指導が行われるよう配慮していきます。
- エ 学習保障を行う中で、生徒に過度な負担を強いることなく、生きる力を育む教育の実現を図っていきます。
- オ 生徒の心のケア等について
 - 長期の臨時休業によるストレスを抱えたり、基本的な生活習慣が崩れることにより学校生活にすぐに適応できなかつたり、心身の不調を訴えたりする生徒がいると予測できますので生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな対応を行います。
- カ 基礎疾患のある生徒の欠席について
 - ・ 医療的ケアを必要とする生徒、基礎疾患のある生徒については、主治医や学校医に相談の上、個別に登校を判断しますので、学級担任に申し出てください。
 - ・ 感染が心配で登校させたくない相談される場合は、十分に保護者と話し合いを行い、個別に判断します。
- キ 感染症の指導について
 - 生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について指導を行い、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導していきます。
 - 感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、県や保健所等の関係先との連携や学校医等の専門家と連携した学校における保健衛生体制を築いていきます。
 - 学校内で感染者が発生した際には、感染拡大防止の必要上、当該生徒が明らかになることも考えられますが、その場合においても当該生徒が差別・偏見・いじめなどの対象にならぬよう、十分な配慮、注意を行います。またそのための人権に関わる教育も行います。

問合せ先

教育部長 島 和則

電話 0467-76-1616 (代表)